

払戻金制度

求職者の雇用が、会社の組織変更、職位の消滅、会社の買収、職務内容の実質的な変更以外の理由によって、雇用開始日から 60 日以内(保証期間)に終了した場合、弊社は、勤務期間の割合に応じ、報酬の返金を行うものとします。ただし、当該従業員が有期ではない労働条件で求人者に雇用されていること、当該従業員の雇用契約の終了が適法かつ正当なものであること、又は当該従業員自らの意思によるものであって、余剰人員の解雇ではないこと、求人者が弊社に対して当該従業員の雇用終了から 7 日以内に書面によって当該従業員の雇用契約が終了したことを通知すること、求人者又はその子会社若しくは関連会社は、当該従業員の雇用終了後 12 ヶ月間、当該従業員を雇用しないこと、かつ、人材コンサルティングに関する契約に基づく報酬全額が全て支払済みであることを前提とします。返金額は保証期間 60 暦日で報酬額を割り、残保証期間暦日で乗算したものとします。

※ただし、求人者との個々の取引条件の中で別途、定めを設ける場合があります。

許可番号:13 - ユ - 301062

事業所の名称: 株式会社ロバートハーフジャパン

及び所在地 東京都千代田区大手町 2-6-4

常盤橋タワー24F